

22 建 企 第 311-2 号
平成 22 年 7 月 23 日

関係業団体の長 様

建 設 部 長

建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について
(通知)

日頃は、本県の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

毎年、つり足場からの墜落・転落事故が多発しています。本県では、一部の工事で施工方法の施工計画書への添付省略を認めているため（愛知県土木工事標準仕様書 1-1-6 施工計画書参照）、つり足場を用いる現場においても、作業計画を発注者が把握できない場合があります。

発注者としても、労働災害防止のためつり足場を用いる場合は作業計画を把握する必要があります。そのため、つり足場を使用する工事においては、別記に示すとおり、施工計画書に施工方法を添付することとします。つきましては、会員の方への周知をお願いいたします。

なお、参考までに別紙のとおり、愛知労働局労働基準部安全課長からの事務連絡を添付します。ご承知おきください。

担 当 建設企画課建設技術グループ
電 話 052-954-6507 (ダイヤルイン)
内 線 2875

記

1 方法

つり足場を使用する工事においては、施工計画書へ施工方法を添付することを特記仕様書に明記。

2 特記仕様書への記載例（下線部が今回追記内容）

施工計画書（企）

第〇〇条 施工計画書の省略可能な項目

1 請負者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

2 請負者は、つり足場の施工方法及び点検方法について、施工計画書に記載しなければならない。

3 適用

平成 22 年 8 月 1 日以降に公告を行う全土木工事。

事 務 連 絡
平成 22 年 7 月 6 日

愛 知 県 建 設 部 長 殿

愛知労働局 労働基準部 安全課長

建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について

平素より、労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、先日は発注機関等連絡会議にご出席を賜り併せてお礼申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落による労働災害防止に関しましては、貴機関におかれましても発注段階からご配慮をいただいているところですが、本年に入り 6 月 17 日までに全国で発生した足場からの墜落・転落による死亡災害 16 件の内訳では、9 件が吊り足場の組立・解体作業中に発生している状況から、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長から別添のとおり、つり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底を図るよう指示がありました。

つきましては、貴機関による工事の発注において、つり足場を設置・使用することとなる場合には、施工業者等に下記事項に留意するようご指導、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 つり足場は、橋桁の塗装及び点検・補修工事の際など、地上から足場を組み上げることが困難な場合に使用されるため、その組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく作業はもとより、安全帯の使用等の徹底を期すること。
- 2 足場の組立て等作業主任者に以下の職務等が徹底されるよう期すること。
 - ① 足場の組立て及び解体作業の方法及び労働者の配置を決定し、これを踏まえた作業手順書を作成すること。
 - ② ①で作成した作業手順書に基づき作業が行われていることを監視すること。
 - ③ 安全帯等及び保護帽の使用状況について監視するとともに、労働者に不安全行動がないかについても併せて監視すること。
- 3 改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底に加え、平成 21 年 4 月 24 日付け基安発第 0424003 号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で

示した「より安全な措置」についても発注段階で配慮すること。

また、つり足場については、県下においても足場部材の取付け不備等による災害が発生しているので、足場の点検をもれなく実施するよう施工業者を指導すること。

事 務 連 絡
平成22年6月29日

都道府県労働局労働基準部
安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課
建設安全対策室長
(契 印 省 略)

建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害防止の徹底について

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、昨年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則等に基づく措置の徹底を図っているところであるが、平成22年の建設業における足場からの墜落・転落による死亡者数は、別紙のとおり、平成22年6月7日現在で16人（速報値）と前年同期の7名と比べて大幅に増加しており、看過できない状況にある。

平成22年に発生した死亡災害16件の内訳をみると、その半数を超える9件がつり足場の組立て・解体作業中に発生しており、また、このうち8件が橋梁の改修等の際に発生している。

については、下記の事項に留意の上、足場の設置計画の受付時はもとより、発注者機関等との連携により橋梁の改修工事等の発注状況を的確に把握した上で、個別指導、集団指導、発注機関連絡会議等をはじめとするあらゆる機会をとらえ、建設業におけるつり足場等からの墜落・転落による労働災害の防止の徹底を図られたい。

なお、別添（添付省略）のとおり関係団体に対して協力要請を行っているので、了知されたい。

記

- 1 つり足場は、橋桁の塗装及び点検・補修工事の際など、地上から足場を組み上げることが困難な場合に使用されるため、その組立て及び解体作業に当たっては、作業手順書に基づく作業はもとより、安全帯の使用等の徹底を指導すること。
- 2 足場の組立て等作業主任者に以下の職務等を徹底するよう指導すること。
 - ① 足場の組立て及び解体作業の方法及び労働者の配置を決定し、これを踏まえた作業手

順書を作成すること。

② ①で作成した作業手順書に基づき作業が行われていることを監視すること。

③ 安全帯等及び保護帽の使用状況について監視するとともに、労働者に不安全行動がないかについても併せて監視すること。

- 3 改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底に加え、平成21年4月24日付け基安発第0424003号「足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」で示した「より安全な措置」についても必要な指導、勧奨を行うこと。

特に、つり足場については、別紙の災害発生状況を踏まえると、足場部材の取付不備等が災害につながっていることが懸念されるため、足場の点検をもれなく実施するよう指導すること。

1 建設業における死亡災害発生状況の推移（平成18～22年）

6月7日現在の速報値

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
速報値	建設業全体	173	154	138	120	120
	うち、「墜落・転落」	67 (38.7%)	70 (45.5%)	65 (47.1%)	38 (31.7%)	54 (45.0%)
	うち、「足場から」	9 【13.4%】	10 【14.3%】	11 【16.9%】	7 【18.4%】	16 【29.6%】
確定値	建設業全体	508	461	430	371	
	うち、「墜落・転落」	190 (37.4%)	207 (44.9%)	172 (40.0%)	147 (39.6%)	
	うち、「足場から」	26 【13.7%】	34 【16.4%】	31 【18.0%】	25 【17.0%】	

※ () 内の数値は、「建設業全体」に占める「墜落・転落」の割合

※ 【 】 内の数値は、「墜落・転落」に占める「足場から」の割合

2 平成22年の建設業における足場からの墜落・転落災害の特徴

	橋梁の補修等	建築物の新築	建築物の補修等	その他	総計
つり足場	8 (8)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	9 (9)
わく組	0 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (1)
移動式足場	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
総計	8 (8)	2 (0)	4 (2)	2 (0)	16 (10)

※ () 内の数値は、組立・解体作業中に被災したものの数

3 主な死亡災害事例

事例①:2名死亡

発生年月:平成22年1月

年齢:24歳及び18歳

(発生状況)

橋梁補修工事のため、橋脚周囲に設けたわく組足場の最上部を起点として、約5mの長さのつり足場を組立てていた際、鋼製パイプの一端の直交クランプが外れ、足場材とともに労働者2名が約40m下に墜落したものの。作業時には安全帯等を使用していなかった。

事例②:1名死亡

発生年月:平成22年4月

年齢:23歳

(発生状況)

橋梁塗装工事のためのつり足場組立作業において、パイプを緊結するための自在クランプを取付中、約14m下に墜落したものの。墜落時には安全帯等を使用していなかったもの。